



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 中央可鍛工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 武山尚生
(コード番号 5607 名証第2部)
問 合 せ 先 経営管理部長 磯部 光邦
TEL. (052) 805 - 8600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について、平成28年6月24日開催予定の第87回定時株主総会において付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 第2条(目的)につきましては、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第33条(取締役の責任免除)及び第43条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。
なお、定款第33条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略) (目的)	第 1 条 (現行どおり) (目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 可鍛鑄鉄鑄物、ダクタイル鑄鉄鑄物、 普通鑄鉄鑄物、軽合金鑄物等の製造加工 および販売 (2) 金属製什器および諸機械の製造、販売 (3) <u>バルブ、コック水栓類の製造、販売</u> (4) <u>不動産の売買</u> (5) <u>信号機器および用品の製造、販売</u> (6) <u>前各号に付随、関連する一切の事業</u>	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>不動産の売買</u> (4) <u>前各号に付随、関連する一切の事業</u> (5) (削 除) (6) (削 除)

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 条～第 32 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 33 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、会社法第423条第1項の 責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令に定める額とする。</p>	<p>第 3 条～第 32 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 33 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、会社法第423条第1項の責任を限定 する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令に定める額とする。</p>
<p>第 34 条～第 42 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 43 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、会社法第423条第1項の 責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令に定める額とする。</p>	<p>第 34 条～第 42 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 43 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を 限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令に定める額とする。</p>

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日

平成28年6月24日

定款変更の効力発生日

平成28年6月24日

以 上